

議第367号

附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について

附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例

(京都市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「7人」を「6人」に改める。

(京都市防災会議条例の一部改正)

第2条 京都市防災会議条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(京都市交通安全対策会議条例の一部改正)

第3条 京都市交通安全対策会議条例の一部を次のように改正する。

第3条中「30人」を「20人」に改める。

(京都市自転車等放置防止条例の一部改正)

第4条 京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「40人」を「20人」に改める。

(京都市感染症診査協議会条例の一部改正)

第5条 京都市感染症診査協議会条例の一部を次のように改正する。

第3条中「27人」を「20人」に改める。

(京都市生活安全条例の一部改正)

第6条 京都市生活安全条例の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(生活安全施策審議会)」に改め、同条中「京都市生活安全施策懇話会(以下「懇話会」を「京都市生活安全施策審議会(以下「審議会」に改める。

第7条第1項中「懇話会」を「審議会」に改める。

第8条第1項本文中「3年」を「2年」に改める。

第9条第1項及び第3項並びに第10条第1項及び第3項から第5項までの規定中「懇話会」を「審議会」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(京都市美術館条例の一部改正)

第7条 京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(美術館協議会)」に改め、同条第1項中「京都市美術館評議員会(以下「評議員会」を「京都市美術館協議会(以下「協議会」に改め、同条第2項中「評議員会は、評議員30人」を「協議会は、委員20人」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「評議員」を「委員」に改める。

(京都市社会福祉審議会条例の一部改正)

第8条 京都市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「3年」を「2年」に改める。

(京都市青少年活動推進協議会条例の一部改正)

第9条 京都市青少年活動推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(組織)」に改め、同条中「30人」を「20人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、

市長が委嘱する。

第4条第1項を削り，同条第2項中「協議会に」の右に「会長及び」を加え，同項を同条第1項とし，同条第3項中「副会長」を「会長及び副会長」に改め，同項を同条第2項とし，同項の次に次の1項を加える。

3 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

第5条第2項中「委嘱し，又は任命する」を「委嘱する」に改め，同条第3項中「解嘱され，又は解任される」を「解嘱される」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし，会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は，市長が招集する。

(京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の一部改正)

第10条 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「25人」を「20人」に改める。

(京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第11条 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「3年」を「2年」に改める。

(京都市補助金等の交付等に関する条例の一部改正)

第12条 京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項本文中「3年」を「2年」に改める。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第13条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条中「条例」の右に「及び京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」を加える。

第21条を第22条とする。

第3章中第20条の次に次の1条を加える。

(部会)

第21条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(京都市保健所運営協議会条例の一部改正)

第14条 京都市保健所運営協議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「30人」を「20人」に改める。

(子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部改正)

第15条 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「30人」を「20人」に改める。

(京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市市民憲章推進者表彰審査会の項中「40人」を「15人」に改め、同表京都市市民憲章推進会議の項中「京都市市民憲章推進会議」を「京都市市民憲章推進協議会」に改め、京都市多文化施策懇話会の項中「京都市多文化施策懇話会」を「京都市多文化施策審議会」に改め、同表京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会の項中「京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会」を「京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会」に改め、同表京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会及び京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会の項を削り、同表京都市高齢者施策推進協議会の項及び京都市予防接種健康被害調査委員会の項中「3年」を「2年」に改め、同表京都市

結核・感染症発生動向調査委員会の項中「30人」を「20人」に改め、同表京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会の項を削り、同表京都市美観風致審議会の項中「22人」を「20人」に改め、同表京都市構造基準適合性調査委員会の項、京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会の項及び京都市都市緑化審議会の項中「3年」を「2年」に改め、同表京都市指定金融機関選定委員会の項を次のように改める。

京都市指定金融機関選定委員会	指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2	年
京都市文化的景観保存・活用委員会	文化的景観の保存及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6人以内	2	年

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第16条（京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会の項を削る改正規定に限る。）の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 次の表の左欄に掲げる附属機関の委員の定数については、この条例の施行の際現にそれぞれ当該附属機関の委員である者のいずれもが解嘱され、若しくは解任され、又はその任期がいずれも満了するまでの間は、それぞれ同表の右欄に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都市国民健康保険運営協議会	この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第2条第1号から第3号まで
京都市交通安全対策会議	この条例による改正後の京都市交通安全対策会議条例第3条

京都市自転車等駐車対策協議会	この条例による改正後の京都市自転車等放置防止条例第18条第1項
京都市感染症診査協議会	この条例による改正後の京都市感染症診査協議会条例第3条
京都市美術館協議会	この条例による改正後の京都市美術館条例第15条第2項
京都市青少年活動推進協議会	この条例による改正後の京都市青少年活動推進協議会条例第2条第1項
京都市みやこユニバーサルデザイン審議会	この条例による改正後の京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例第17条第1項
京都市保健所運営協議会	この条例による改正後の京都市保健所運営協議会条例第2条第1項
京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会	この条例による改正後の子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例第29条第1項
京都市市民憲章推進者表彰審査会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市市民憲章推進者表彰審査会の項
京都市結核・感染症発生動向調査委員会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市結核・感染症発生動向調査委員会の項
京都市美観風致審議会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市美観風致審議会の項

3 この条例の施行の際現に京都市防災会議の委員である者の任期は、この条例による改正後の京都市防災会議条例第2条第7項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる附属機関の委員である者の任期の残任期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる規定にかかわらず、こ

の条例の施行の日における当該附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

京都市生活安全施策審議会	この条例による改正後の京都市生活安全条例第8条第1項本文
京都市社会福祉審議会	この条例による改正後の京都市社会福祉審議会条例第3条第1項本文
京都市精神保健福祉審議会	この条例による改正後の京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例第4条第1項本文
京都市高齢者施策推進協議会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市高齢者施策推進協議会の項
京都市予防接種健康被害調査委員会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市予防接種健康被害調査委員会の項
京都市構造基準適合性調査委員会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市構造基準適合性調査委員会の項
京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会の項
京都市都市緑化審議会	この条例による改正後の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市都市緑化審議会の項

提案理由

附属機関の統合及び廃止を行うとともに、附属機関の名称並びに委員の定数及び任期を改める等の必要があるので提案する。